

令和元年第3回伊佐市議会定例会

# 提案理由説明

(報告及び追加分)

○ 説明順

- 1 報告第8号～報告第10号 (降壇)
- 2 議案第75号～議案第84号 (降壇)

令和元年9月13日提出

伊佐市長

報告第8号から報告第10号までの3件について説明申し上げます。

まず、報告第8号「専決処分の報告について」につきましては、始良市加治木町の県道栗野加治木線において、市嘱託員が、鹿児島市で行われる研修へ市公用車で向かう途中、後方車の相手方車両から追突され、市公用車の後部を破損したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を0パーセント、相手方を100パーセントとし、市の損害賠償の額を0円とすることをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第9号「平成30年度伊佐市健全化判断比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算における「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」について、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

平成30年度決算における「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、赤字額がないことにより算定されませんでした。また、「実質公債費比率」は8.6パーセントと「早期健全化基準」を超えないものであり、「将来負担比率」については、償還に充当可能な財源が将来負担額を上回り算定されませんでしたので、健全な財政運営となっております。

次に報告第10号「平成30年度伊佐市資金不足比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算における各公営企業の資金不足比率に係る状況を、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

平成30年度決算において、本市の公営企業である「水道事業会計」、「簡易水道事業特別会計」及び「農業集落排水事業特別会計」は、いずれも資金不足額を生じておらず、資金不足比率は算定されませんでした。

以上で報告3件の説明を終わります。

— 降 壇 —

追加提案いたしました議案第75号から議案第84号までについて説明申し上げます。

まず、議案第75号「令和元年度伊佐市一般会計補正予算（第7号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、まごし温泉新築工事において、業者選定を行い、工事内容の詳細な協議をした結果、発注内容に変更が生じたため、当該工事の債務負担行為について、限度額を変更する措置を講じております。

次に、議案第76号「伊佐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の臨時及び非常勤の職員について、一般職としての会計年度任用職員に係る制度が創設されることに伴い、当該会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を規定するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第77号「平成30年度伊佐市一般会計歳入歳出決算認定について」

議案第78号「平成30年度伊佐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第79号「平成30年度伊佐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第80号「平成30年度伊佐市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第81号「平成30年度伊佐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第82号「平成30年度伊佐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第83号「平成30年度伊佐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第84号「平成30年度伊佐市水道事業会計決算認定について」、説明申し上げます。

これら8件の議案につきましては、地方自治法第233条第3項又は地方公営企業法第30条第4項の規定により、それぞれの決算を「主要な施策の成果説明書」、「基金の運用状況」、監査委員の審査による「歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」を添えて、議会の認定に付するものであります。

以上、議案10件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— 降 壇 —